

議第28号

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の一部を改正する条例

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「8分の1」を「10分の1」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例の規定は、平成22年度以後に着手する移動通信用鉄塔施設整備事業について適用し、平成21年度以前に着手している移動通信用鉄塔施設整備事業については、なお従前の例による。

提案理由

移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金の額を改定する必要があるので提案する。